

社会福祉法人 クローバー 定款細則

第1章 総則

(目的)

第01条 この細則は、社会福祉法人クローバー（以下「法人」という。）定款第42条の規定により、法人の管理運営と業務の細部に関し、法人の基本組織と理事会の業務の決定事項及び評議員会での審議事項、並びに理事長、業務執行理事の職務の権限と責任を明確にし、法人の業務運営の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

第2章 評議員選任・解任委員会

(評議員選任・解任委員会運営規程)

第02条 定款第06条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別途定める評議員選任・解任委員会運営規程において定める。

第3章 評議員会

(理事及び監事の出席)

第03条 議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。

2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(評議員会の開催)

第04条 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会に分けて理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 定時評議員会は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。

3 臨時会は、理事長が必要と認めるとき、又は定款第12条第2項の規定に基づき評議員会開催請求があったときに理事長が招集する。

4 定時評議員会にあっては、事前に、計算書類（貸借対照表および収支計算書）及び事業報告ならびに監事監査報告を送付する。

(評議員会の招集)

第05条 理事長は、評議員会を開催するときは書面をもって招集日の7日前までに評議員に通知するものとする。但し、緊急の場合はこの限りではない。

(議長)

第06条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の中から互選により選出する。

2 議長は出席をした評議員の数を確認し、定款第13条第1項の成立要件を満たしていることを確認した後、開会を宣言する。

(関係者の出席)

第 07 条 議長は、必要あるときは職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(評議員会の決議事項及び決議要件)

第 08 条 定款第 10 条に定める評議員会の決議事項及び決議要件の一覧は、別表 1 に記載のとおりとする。

2 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(議事録)

第 09 条 議事録は評議員会終了後、速やかに作成するものとする。

2 議事録には次の事項を記載するものとする。

(1) 評議員会の日時場所

(2) 議事の経過の要領及びその結果

(3) 特別の利害関係を有する評議員の氏名

(4) 社会福祉法施行規則第 2 条の 15 第 3 項第 4 号に規定する監事の意見等

(5) 出席した評議員、理事又は監事の氏名

(6) 議長の氏名

(7) 議事録を作成した者の氏名

3 議事録は、提出議案書、資料及び報告書を添付し議長及び出席評議員の内、評議員会で選任した 2 名が署名又は記名押印し袋綴じして保存する。

(評議員の報酬)

第 10 条 評議員の報酬は、別に定める役員報酬規程の通りとする。

第 4 章 理事会

(理事会の開催)

第 11 条 理事会は、定例会と臨時会に分けて理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が招集する。

2 定例会の時期は次の通りとする。

(1) 開催月を 6 月、12 月、3 月の年 3 回とする。

(2) 前号の開催月について、議案内容によって前後の月に変更することができる。

3 その他、次の事項に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から理事長に会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき。

(3) 監事から理事に招集の請求があったとき。

(招集手続き)

第 12 条 理事会を開催するときは書面をもって理事会の日の 7 日前までに理事及び監事に通知するものとする。但し、緊急の場合はこのかぎりではない。

2 通知には次の各項目を記載する。

- (1) 理事会の日時・場所
- (2) 理事会の目的である事項

(議長)

第 13 条 議長は互選により議長を選出する。また、議長は出席した理事の数を確認し、定款第 28 条第 1 項の成立要件を満たしていることを確認した後、開会を宣言するものとする。

(理事会の決議事項)

第 14 条 理事会の決議事項は別表 1 に記載の通りとする。

(報告事項)

第 15 条 理事会へ報告すべき法人の業務は次の通りとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 行政官庁が実施した検査又は調査の結果(改善指示がある場合はその改善状況)
- (3) 理事長が専決した事項
- (4) その他、役員から報告を求められた事項

(理事による利益相反取引等の制限)

第 16 条 理事は次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき。
- (3) 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

3 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(利益相反取引等の報告)

第 17 条 理事が前項第 1 項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(決議方法)

第 18 条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 理事会における決議の方法は挙手とする。

3 決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

4 議決権は、書面もしくは代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第 19 条 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

2 前項の電磁的記録とは、発信者及び発信日がわかるように印刷した紙とする。

(議事録)

第 20 条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、次の事項を記載するものとする。

(1)理事会の日時及び場所

(2)社会福祉法施行規則第 2 条の 17 項第 3 項第 2 号に定める方法で招集されたときは、その旨

(3)議事の経過の要領及びその結果

(4)特別の利害関係を有する理事の氏名

(5)社会福祉法施行規則第 2 条の 17 項第 3 項第 5 号に規定する意見又は発言の概要

(6)出席した理事及び監事の氏名

(7)議長の氏名

(8)議事録を作成した理事の氏名

2 理事長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させるものとする。

3 議事録は、提出議案書、資料及び報告書を添付し、出席した理事長及び監事が署名又は記名押印し袋綴じして保存する。

第 5 章 理事長等の執行権限

(理事長等の専決事項)

第 21 条 定款第 26 条に定める理事長の専決事項および業務執行理事の執行する業務は別表 2 に記載のとおりとする。

第6章 監事

(監事の選任議案)

第22条 理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

(監査及び差し止め請求)

第23条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。この場合において、法令若しくは定款に違反し、またはいちじるしく不当な事項があると認められるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会への報告)

第24条 監事は、理事が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、停滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

2 前項に限らず、監事は、監査終了後、監査した項目に対する実施内容及び結果について監査報告書を作成し署名捺印の上、理事長に提出しこれを次の理事会及び評議員会に報告しなければならない。

(理事会への出席)

第25条 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

第7章 その他

(中途退任)

第26条 理事、監事、評議員は、やむを得ない事由により任期の途中において退任しようとするときは、予め、理事長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第27条 理事、監事、評議員に欠員が生じた場合は、概ね3か月以内に補充選任を行うものとする。

(総数の定義)

第28条 理事会、評議員会の開催要件、議決要件として使用している定数について、欠員が生じている場合は欠員を除いた現数が総数となる。

(秘密の保持)

第 29 条 本会の評議員選任・解任委員会の委員、評議員、理事、監事及び、その役であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

(改正)

第 30 条 本細則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

この細則は、2017 年 12 月 07 日から施行する。

本細則施行により、職務権限規程は廃止する。

この細則は、2019 年 12 月 20 日から施行する。

評議員会・理事会等要議決事項一覧

	議決事項・審議事項	理事会での要議決 (承認)		評議員会での 要議決		評議員選任 解任委員会	根拠法令
		過半数の 議決	2/3以上 の議決	過半数の 議決	2/3以上 の議決		
1	評議員の選任・解任					○	定款第06条
2	評議員候補者の推薦・解任の提案	○					定款第06条3
3	評議員選任・解任委員会運営規程の制定・改定	○					定款第06条3
4	評議員報酬の基準・額			○			定款第08条
5	理事・監事の選任			○			定款第16条
6	理事の解任			○			定款第20条
7	監事の解任				○		定款第20条
8	理事・監事の報酬の額・基準			○			定款第21条
9	予算、補正予算、事業計画	○					定款第33条
10	事業報告	○					定款第34条
11	計算書類・財産目録	○			○		定款第34条
12	定款の変更				○		定款第10条(5), 13条(2), 40条
13	残余財産の処分				○		定款第39条
14	基本財産の処分		○	○			定款第10条(7), 第31条
15	理事長・業務執行理事の選定及び解職	○					定款第16条, 26条(3)
16	法人の業務執行の決定	○					定款第26条(1)
17	理事の職務の執行の監督	○					定款第26条(2)
18	理事会の職務のうち日常の業務として 理事長専決とする事項	○					定款第26条
19	解散及び解散した場合における残余財産の帰属者の 選定			○			定款第39条
20	経営理念・方針及び法人基本組織の決定及び変更	○					
21	法人の業務執行の決定	○					
22	法人の資産の管理及び債権の免除	○					定款第32条
23	管理者及び施設長の任免その他重要な人事	○					定款第24条2
24	社会福祉充実計画の承認			○			定款第10条(8)
25	社会福祉事業に係る許認可、寄付金の募集その他の 所轄庁等の認可を受ける事項	○					
26	1件につき2000万以上の工事等の契約、固定資 産、物品等の購入	○					
27	その他、法人の業務に関する重要事項	○					

専決事項一覧

		理事長	業務執行理事	部長	管理者	備考
1	法人業務の基礎的事項に関する事	○				法人運営に重大な影響があるものを除く 定款第26条
2	理事会の招集及び議案の提出に関する事	○				定款第27条
3	規程、規則等の制定・改廃に関する事	○				定款第42条
4	予算の編成及び決算の調整に関する事		○	○		経理規程第三章
5	予算の流用、予備費の支出		○	○		経理規程第三章
6	統括会計責任者の任命に関する事	○				経理規程第07条
7	会計責任者の任命に関する事	○				経理規程第07条
8	出納責任者の任命に関する事	○				経理規程第07条
9	その他の収入に関する事		○	○		
10	理事会で承認された予算の範囲内における出納・契約(1000万以上2000万円以下)	○				
11	理事会で承認された予算の範囲内における出納・契約(500万以上1000万円以下)		○			
12	法人業務に関わる損害保険に関する事		○			
13	公示、公告に関する事		○			定款第41条
14	寄附の募集事務及び受領に関する事		○			
15	訴訟に関する事	○				法人運営に重大な影響があるものを除く
16	職員の採用及び配置に関する事			○	○	
17	職員の初任給に関する事		○	○		給与規程第18条
18	重要な人事に関する事	○				定款第24条2,3
19	上記以外の人事に関する事			○	○	定款第24条4 社会福祉法第66条
20	職員の休暇・欠勤・職務免除等に関する事				○	社会福祉法第66条 就業規則
21	時間外勤務命令及び出張命令に関する事				○	社会福祉法第66条 就業規則
22	休職、復職、退職、育児・介護休業等に関する事				○	社会福祉法第66条 就業規則
23	職員の表彰、制裁、解雇に関する事	○				就業規則
24	職員の人事記録及び身分証明書に関する事				○	就業規則
25	職員の研修に関する事			○	○	就業規則
26	職員健康診断の実施に関する事			○	○	就業規則

27	職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること				○	就業規則
28	職員の超過勤務時間の把握と対応に関すること				○	就業規則
29	ハラスメント関係の対応と解決に関すること			○	○	就業規則
30	職員の苦情の対応と解決に関すること			○	○	就業規則
31	利用・入居者入所判定基準の策定及び利用決定			○	○	事業所会議で承認後部長の 決裁を得る
32	利用・入居者の日常の支援に関すること			○	○	支援法省令171号
33	入居者の預り金等の日常の管理に関すること			○	○	事業所会議で承認後部長の 決裁を得る
34	入居者の預り金等の過不足の原因説明			○	○	入居者預り金管理規程
35	運営規程、重要事項説明書、利用契約書に関すること				○	
36	苦情対応規程に基づく第三者委員の選任と対応		○			社会福祉法第66条
37	利用・入居者支援における事故対応と解決に関すること			○	○	就業規則
38	自動車の運行管理に関すること				○	就業規則
39	自動車を運転する職員に関すること				○	就業規則
40	送迎業務に関すること				○	就業規則
41	自動車事故における対応と解決に関すること	○				就業規則
42	その他の事故の対応と解決に関すること			○	○	就業規則
43	自立支援費、運営費等収入に関すること				○	社会福祉法第66条
44	報酬、給与、旅費、賃金等定期的支出に関すること			○		給与規程
45	日常的に消費する食材、物品、消耗品等の日々の購入				○	就業規則
46	消防署への諸届けに関すること				○	
47	防火管理権限者に関すること				○	
48	防災訓練に関すること				○	
49	災害等緊急時に関すること			○	○	支援法省令171号
50	衛生管理に関すること			○	○	支援法省令171号
51	その他の法人一般・人事等に関すること	○				